

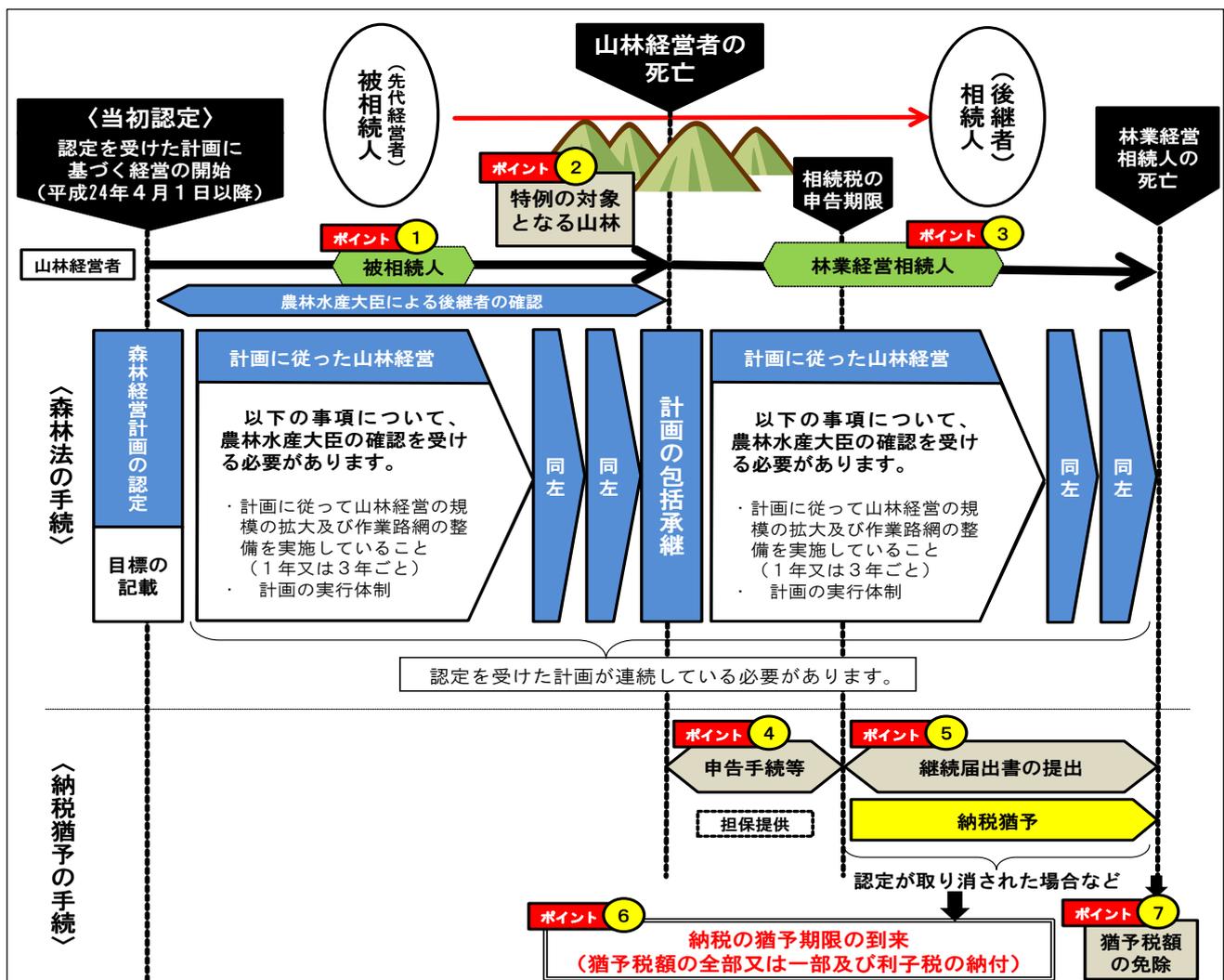
# 山林についての

## 相続税の納税猶予及び免除の特例のあらまし

### 1 特例の概要

特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林(立木又は土地をいいます。)を有していた一定の被相続人から相続又は遺贈により特例施業対象山林の取得をした一定の相続人(以下「林業経営相続人」といいます。)が、自ら山林の経営(施業又はその施業と一体として行う保護をいいます。)を行う場合には、その林業経営相続人が納付すべき相続税のうち、特例山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予され、林業経営相続人の死亡により、納税が猶予されている相続税の納付が免除されます。

- (注) 1 「特定森林経営計画」とは、市町村長等の認定を受けた森林法第11条第1項に規定する森林経営計画であって、一定の要件を満たすものをいいます。  
2 「特例施業対象山林」とは、被相続人がその被相続人の相続開始の直前に有していた山林のうち相続開始の前に特定森林経営計画が定められている区域内に存するもの(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除きます。)であって、一定の要件を満たすものをいいます。  
3 「特例山林」とは、2ページの「ポイント2」に掲げる要件を満たす山林をいいます。



## ポイント 1 被相続人の要件

被相続人は、次の1から3までのいずれにも該当する人である必要があります。

1	相続の開始の直前において、特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除きます。）であって作業路網の整備を行う部分の面積の合計が100ha以上である山林を所有していた人
2	次の(1)から(3)の事項についてその死亡の前に農林水産大臣の確認を受けていた人 (1) 特定森林経営計画の達成のため必要な機械その他の設備を利用できること (2) 特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林の全てについて、特定森林経営計画に従って適正かつ確実に経営及び作業路網の整備を行うものと認められること (3) 特定森林経営計画に従って山林の経営の規模拡大を行うものと認められること
3	特定森林経営計画に従って当初認定起算日 <sup>※</sup> から死亡の直前（その者が所有する山林の全部の経営をその者の推定相続人に委託をしているときは、その委託をした時の直前）まで継続してその有する租税特別措置法施行令第40条の7の4第1項第3号に規定する山林の全ての経営を適正かつ確実に行ってきた者として農林水産大臣の確認を受けてきた人

※ 「当初認定起算日」とは、特定森林経営計画に係る被相続人（特定森林経営計画につき過去に森林法第17条第1項の規定の適用があった場合にあっては、最初の適用に係る認定森林所有者等）が市町村長等の認定を受けた特定森林経営計画（森林法第11条第3項に規定する事項が記載された最初のものに限ります。）の始期をいいます。

## ポイント 2 特例山林（特例の対象となる山林）の要件

特例山林は、林業経営相続人が自ら経営を行うものであって、次の1から3までのいずれにも該当するものである必要があります。

1	特定森林経営計画において、作業路網の整備を行う山林として記載されている山林であること
2	都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する山林でないこと
3	立木にあっては、相続開始の日からその立木が森林法第10条の5第1項に規定する市町村森林整備計画に定める標準伐期齢に達する日までの期間が林業経営相続人の相続開始の時における平均余命 <sup>※</sup> と30年のうちいずれか短い期間を超える場合におけるその立木であること

※ 「平均余命」とは、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命をいいます。

## ポイント 3 林業経営相続人の要件

林業経営相続人は、被相続人から相続又は遺贈によりその被相続人がその相続開始の直前に有していた全ての山林（特定森林経営計画が定められている区域内に存するものに限ります。）を取得した個人であって、次の1から3までのいずれにも該当する人である必要があります。

1	相続開始の直前において、被相続人の推定相続人である人
2	相続開始の時から申告期限（申告期限までに林業経営相続人が死亡した場合は、その死亡の日）まで引き続き相続又は遺贈により取得した山林（特定森林経営計画が定められている区域内に存するものに限ります。）の全てを有し、かつ、特定森林経営計画に従ってその経営を行っている人
3	特定森林経営計画に従って山林の全ての経営を適切かつ確実に行うものと認められる要件として租税特別措置法施行規則第23条の8の4第8項に規定する要件を満たしている人

## ポイント 4 申告手続等

この特例の適用を受けるためには、**相続税の申告書及び一定の書類を相続税の申告期限**（通常は被相続人が死亡した日の翌日から10か月以内）**までに所轄の税務署に提出**するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税額に見合う担保を提供する必要があります（相続税の申告期限までに相続又は遺贈により取得した山林（特定森林経営計画が定められている区域内に存するものに限ります。）の全部又は一部について遺産分割がされていない場合には、この特例は適用できません。）。

## ポイント 5 継続届出書の提出

引き続きこの特例を受けるためには、その旨及び特例山林の経営に関する事項を記載した**継続届出書を一定の書類とともに、**施業整備期間<sup>※1</sup>にあっては当初認定起算日から1年ごとに、施業整備期間の末日の翌日から猶予中相続税額<sup>※2</sup>に相当する相続税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定するまでの期間にあってはその末日の翌日から3年を経過するごとに**税務署に提出**する必要があります。

なお、継続届出書の提出がない場合には、**原則として、この特例の適用が打ち切られ、猶予されている相続税と利子税を納付しなければなりません。**

※1 「施業整備期間」とは、当初認定起算日からその当初認定起算日以後10年を経過する日までの間にこの特例の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、その相続の開始の日の翌日からその10年を経過する日又はその相続に係る林業経営相続人の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。

※2 「猶予中相続税額」とは、納税が猶予されている相続税額から、既に確定した税額を除いた残額をいいます。

**ポイント 6 納税の猶予期限の到来**

相続税の申告後において、次に掲げる場合などに該当することとなったときは、**納税が猶予されている相続税の全部又は一部を利子税とともに納付しなければなりません。**

1	森林経営計画の認定が取り消された場合や、継続して認定を受けることができなかった場合 (例) ① 「山林経営の規模の拡大に関する目標」や「作業路網の整備に関する一定の水準」を達成できなかった場合 ② 山林の経営の全部又は一部を他の者に委託（租税特別措置法第70条の6の4第6項に規定する経営委託を除きます。）した場合 ③ 他の山林の所有者からの経営の委託（森林経営計画が所在する林班内の山林についての委託に限ります。）の申出を拒んだ場合
2	特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林について伐採、造林又は作業路網の整備のいずれも行わない年があった場合
3	特例山林について、譲渡等又は路網未整備等*があった場合
4	特例山林に係る山林の経営を廃止した場合
5	所得税法第32条第1項に規定する山林所得に係る収入金額が0となった場合
6	この特例の適用を受けることをやめる旨を記載した届出書を提出した場合
7	継続届出書の提出がなかった場合

※ 「譲渡等」とは、譲渡、贈与若しくは転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定をい、「路網未整備等」とは、作業路網の一部の整備が適正に行われていない場合又は一体的かつ効率的な経営に適さなくなった山林となった場合として租税特別措置法施行令第40条の7の4第13項に規定する場合をいいます。

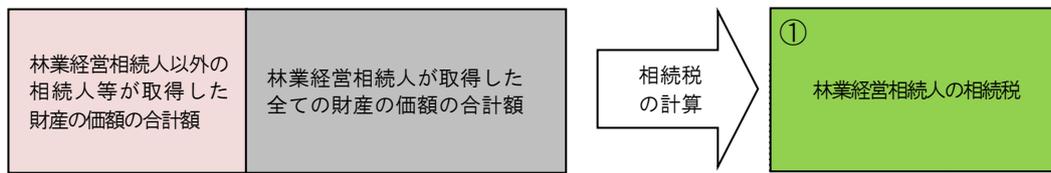
**ポイント 7 猶予税額の免除**

**林業経営相続人が死亡した場合には、その死亡した日から同日以後6か月を経過する日までに、免除届出書及び一定の書類を提出することにより、納税が猶予されている相続税の納付が免除されます。**

## 2 納税が猶予される相続税の計算方法

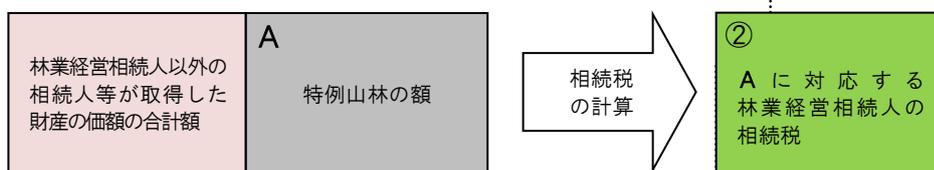
### Step 1

課税価格の合計額に基づいて計算した相続税の総額のうち、林業経営相続人の課税価格に対応する相続税額を計算します。



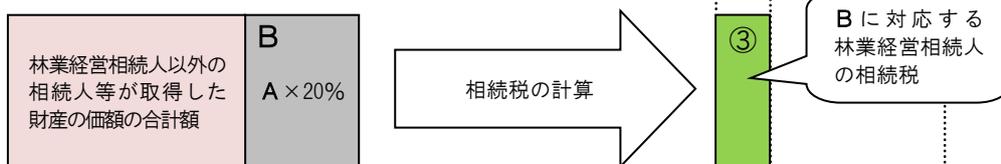
### Step 2

林業経営相続人が取得した財産が特例山林のみであると仮定した相続税の総額のうち、Aに対応する林業経営相続人の相続税を計算します（債務や葬式費用がある場合は、特例山林以外の財産から先に控除します。）。



### Step 3

林業経営相続人が取得した財産が、特例山林の20%のみであると仮定した相続税の総額のうち、Bに対応する林業経営相続人の相続税を計算します。



### Step 4

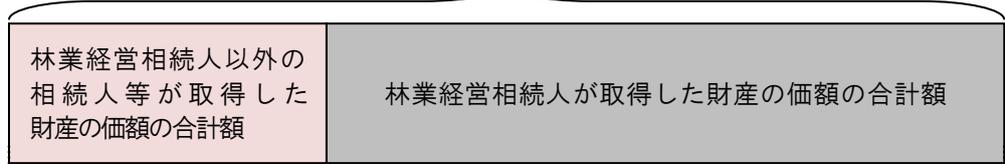
「②の金額」から「③の金額」を控除した残額が「納税が猶予される相続税額（④の金額）」となります。

※ 「①の金額」から「納税が猶予される相続税（④の金額）」を控除した「⑤の金額（納付税額）」は、相続税の申告期限までに納付する必要があります。



# 〔参考〕 林業経営相続人の相続税の計算方法

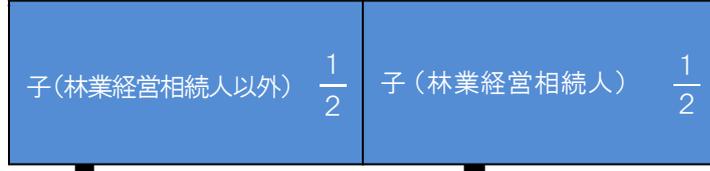
課税価格の合計額



1  
課税価格の合計額から「基礎控除額」を差し引き、「課税遺産総額」を算出します。

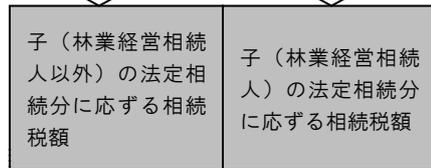
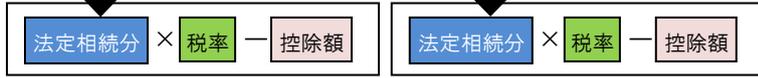


2  
各法定相続人が「課税遺産総額」を法定相続分で取得したと仮定して「課税遺産総額」をあん分します（図は子2人が法定相続人の場合です。）。



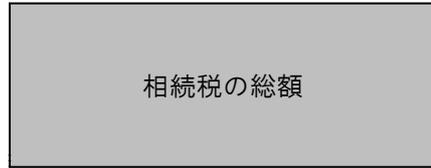
「基礎控除額」は次の算式により計算します。  
(算式)  
3,000万円 +  
(600万円 × 法定相続人の数)

3  
2であん分した額と「相続税の速算表」を基に、各法定相続人の「法定相続分に応ずる相続税額」を計算します。  
※ 右記「相続税の速算表」及び計算例参照。



法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

4  
3で算出した相続税額を合計し「相続税の総額」を算出します。



5  
「相続税の総額」をそれぞれの相続人等が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じてあん分します。このあん分後の金額が、それぞれの相続人等の相続税額となります。



(計算例)  
林業経営相続人の法定相続分に応ずる取得金額が2億円である場合  
2億円 × 40% - 1,700万円 = 6,300万円

3ページ「2 納税が猶予される相続税の計算方法」のStep 1の①の「林業経営相続人の相続税額」となります。

○ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】「相続税・贈与税特集」においても相続税に関する情報を掲載しておりますので、是非ご利用ください。なお、お分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。  
※ 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。

平成29年9月



税務署 この社会あなたの税がいている